

## 【論考】

### ドゥルーズの法への関心が意味するもの

#### ——『経験論と主体性』から晩年まで（1）

伊藤 幸生

#### 1. 「ありうること」と「すでに起こったこと」、ドゥルーズの個別主義と「思想の型」の創造<sup>(1)</sup>

ドゥルーズの全体主義的傾向がしばしば指摘される（ベルクソンの、スピノザ的、あるいはアニミズム的など）。そして、これがこの日本でドゥルーズが広く受け入れられる理由であるなどとも指摘される。他方ではドゥルーズには個別主義ともいえる側面がある。個体に起こった悲劇が、「思想あるいは観念・理念の型」を生み出すさまを描くのである。この思想の型によって個体は、思考と観念をさまざまに組み合わせ、組み換えながら悲劇を持ちこたえる。ドゥルーズは「ありうること」と「すでに起こったこと」（ドゥルーズは、「事故」、「到来すること」などの概念を使う）を峻別する。現にある世界での「すでに起こったこと」が理念に至る道筋のひとつなのである（潜在性のなかでは、「何も起こらない、がしかし、一切が生成する」Q P 149/267）。

この個別主義は、全体主義的なものとも結びつく。〈唯一の出来事〉が、事故の余地を残さず、個人のリサンチマンの力能を取り消し、あらゆる暴力とあらゆる圧制がこの唯一の出来事に統合され、一つが取り消されることをもってすべてが取り消されるとドゥルーズはいう。そのうえで「……詩人の身体の上を通過して詩人に障害を残したのは、牛乳屋のトラックではなく、ヴィルノのゲッターで詩人の祖先のポグロムをなした黒百人組の騎士である……」（詩人ギンズバーグについてのクロード・ロワの論文）」と引用を行う（LS178～179/上 265～266）。この引用は、到来するもの、事故の全体的連鎖を描いている。「〈唯一の出来事〉が、事故の余地を残さず」とは、こうしたひとつひとつの事故が重みをもたなくなる、あるいは軽重がなくなることをいうのであろう。この連鎖において「いつだって誰かの過ちだとする、到来するものを不正で不当なものとする」リサンチマン（LS174/上 259）が解消されると語られる。先ほどの引用でいえば、それぞれの事実の重みが等しい、あるいは無いのであるから、「誰かの過ち」のせいにはならないからだろう。個体に「すでに起きたこと」にいかに応答するか？ニーチェが語った「時間が逆行しない

こと、これが意志のリサンチマンである。〈あったところのもの〉—意志が転がしえない石はこう呼ばれる」（『ツアラトウストラ』第二部「救済について」、吉沢伝三郎訳、ちくま学芸文庫）、「過ぎ去ったことどもを救済し、一切の〈そうあった〉を〈そうあることをわたしは欲したのだ！〉に根本から造りかえること——これをこそわたしは初めて救済の名で呼びたい！」（同 254）という事柄に対する応答であるともいえる。

『意味の論理学』においてストア派と関連づけられつつ言及される「事故」について、きわめて簡単にはあるが見てみよう。身体に受肉された具体的な事故、私たちに到来することに値する者となり、事故からひとつの意志を作り出すこと、これが問題となる。この意志は到来することではなく、到来することの中のものにか、すなわち「出来事」を意志するものである（LS 174/上 258）。出来事は、理念的であり、事物の状態の中での空間的—時間的実現（事故）と区別され、「永遠真理をもつ」とされる（LS68/上 106）。この永遠真理は、出来事が肉体に記されなければ、捉えることはできず、出来事が由来する物的原因や物的原因を横切って、諸原因の統一性であるピュシスに関係づけずして出来事は把握されたり、意志されたりしない。そこでストア派のモラルは、到来するものを到来するがままに意志することとなる（LS188/上 279、168/249～上 250）。すなわち、ストア派の賢者は、出来事を待ちつつ、同時にその受肉を意志する（LS172/上 255～256）。そして「到来することがありえたかもしれないこと *ce qui aurait pu arriver* に値すると称すること」は退けられるのである（LS188/上 279～280 強調：原文）。

そして、こうした「すでに起きたこと」への着目は、ドゥルーズの法への関心の方向を定めている。これをつぎにみてみよう。

#### 2. ドゥルーズの法への関心

##### 2-1. 晩年のドゥルーズから『経験論と主体性』へ 判例をめぐって

『アベセデーラ』において、ドゥルーズは「私はいつも判例や

法に魅了されてきた。哲学でなければ法学をやっていたらう。もちろん人権でなく、判例を勉強するためだが」と述べている（「G Gauche 左派」）。印象に残る言葉であり、言及されることも比較的多い。ドゥルーズは、哲学者として実務的な法を見下すのではなく、深い興味をもっていたようで<sup>(2)</sup>、たしかにドゥルーズには、『経験論と主体性』から『批評と臨床』にいたるまで、法的な事柄への言及がみられる。まとまったものもあれば、自分に関心があることを表現したくて仕方がないという様子で、ついでに書いたり発言したりしたという印象のものも多くある。「判例を勉強しなかった」というドゥルーズの言葉は、たんにひとりの哲学者の生の若き日々のありえた夢を語る言葉ではなく、同じく若き日々の著作についての大きな読解の指針ともなりうるものもある。

ドゥルーズの法への言及には、一見素朴で、読む者にとって印象がうすいまま通りすぎてしまいそうなものもある。しかし、それ以降の彼の著作から振り返ってみるとそこに込められた意味が見えてくることも多い。そのため本稿では、後年の著作にあらわれた問題を取り上げて、そこからあらためて振り返るといふ記述もおこなっている。

ドゥルーズの、ひとりの哲学者について書かれたモノグラフィの最初がヒュームにかんする『経験論と主体性』であり、最後がライプニッツにかんする『襞』である。そして、このヒュームとライプニッツはともに法について、多くの「ありうる状況」を事例として考えた哲学者であった。ところで、ドゥルーズが勉強しなかったと述べた判例とは、ひとつの法解釈である。それは、「すでに起こったこと」にもとづいて創造される法解釈である。そして、後の類似の事例において適用される可能性をもつ。判例は、出発点が「ありうる状況を想定してなされる法解釈」とは異なる。この「ありうる状況」と「すでに起こったこと」をめぐる法解釈の対照が、『経験論と主体性』と『襞』をつないでいる。ドゥルーズの若い日々の関心は強く『経験論と主体性』に反映されており、また『襞』にまで続くのである。そして、『アベセデール』において、ドゥルーズが判例の説明として、「タクシー禁煙訴訟」という例を語る場面がある。なぜ判例の説明にこの訴訟をドゥルーズは選んだのか。それは、後述するように、これがきわめてヒューム哲学とのつながりが深いものだからであろうと思われる。

自らが事件や出来事に巻き込まれたときには、訴訟で問題となる法についての解釈は切実なものとなるだろう。現代的な法の実務においては、なんらかの法令の違憲性をなんらの出来事もないのに直接に訴訟で問うことはできない。法令解釈や、その違憲性の疑いなどは、事件や出来事があって、これに適用されるものとして初めて訴訟では問題とされる。このことの理由として、問題

となる法令にもっとも深くかかわる事件当事者の熱心な訴訟進行によってその法が問題にされることが、議論の深まりという点で望ましいからであるなどといわれる。かりに当事者の問題の立て方や法解釈が妥当でないとしても、訴訟をめぐる法学者や社会全体の熱を帯びたかかわりが法令や制度において変化をもたらするのであり、こうした一連の運動にドゥルーズは魅了されていたのであろう。

## 2-2. 哲学者の法への関心

ところでひとりの哲学者が法に関心をもつことは奇妙なことでもある。法は、想定された事例や実際に起きた事柄と不可分である。一方、哲学では、想定された事例が、概念の「例」として述べられることは時折あるが、実際に起きた事態への言及がなされることはほぼない。法を問題とすることは、「適用」の問題と切り離せない。そうだとすれば、ひとりの哲学者が「法」に言及するということは、その哲学者が適用ということに深く関心を抱いていることを意味するだろう。

あるいは法を問題にすることは法の由来に関心を持つことである。一個の法は、なんらかの想定から制定されたのか、なにか決定的な出来事に由来するのか、あるいは習慣に由来するのか。ひとりの哲学者が法に関心をもつとすれば、哲学で述べられるなんらかの事柄の由来を尋ねることになるだろう。実際ドゥルーズは次のように述べている。

具体的な生き方や詩的な生き方をストア的と名指すのは躊躇されることが多い。学説の名は、書物の上のことにすぎず、あまりに抽象的なので、傷とのこの上なく個人的な関係を指示することなどできないかのようである。しかし、学説は傷以外のどこから出て来るというのか。例示による挑発 provocation exemplaire によって充電された思弁的逸話でもある死活にかかわる警句以外のどこから出て来るというのか。（LS174/上 258）

ここでいわれる「傷」の例は、第一次世界大戦で重傷を負ったというジョー・ブスケである。ブスケの「私の傷は私よりも以前に存在していた。私は傷を受肉するために生まれた」（LS 174/上 258）、「君の不幸の人間になれ。君の不幸の完全性と閃光を受肉することを学べ」（LS 175/上 260）などの言葉を手がかりに『意味の論理学』の記述はすすめられていく。ただ、例というものと哲学との関係はけっして解決済みのことではない（この点につき、「内在、ひとつの生」をめぐる論考である、宮崎裕助「ひとつの生、ひとつの生き延び ドゥルーズ/デリダ」、in『ドゥルー

ズの21世紀』、河出書房新社を参照)。

実際、ドゥルーズが哲学者や作家などの著述の中に見出す法的問題は、適用や由来に関するものである。いかに適用されるのか、なにに適用されるのか、なにが適用されるのかという問いであり、あるいは、由来というものが引き起こす問題についてである。

### 2-3. ドゥルーズの考える法の問題

ドゥルーズの法への関心はおおよそ次の三つである。

①ある法が、その由来する事情(想定された事情・実際にあった事情)を越えて、異なる事情のある事例に適用されること

②ある法の起源がわからないために、その法の適用が峻厳なものとなること

③法の内容なき形式性・未規定性・知られなさ

ここでは、こうしたドゥルーズの問題が表現されている記述をひとつひとつ見てみよう。

①ある法が、その由来する事情(想定された事情・実際にあった事情)を越えて、異なる事情のある事例に適用されること。

a. 「……一般規則は功利性によって樹立され、想像によって規定される。こうした意味で、規則は現実の人物を特定することはない。熟慮された諸状況やありうる諸事情の記述のうちで、その規則は規定され、修正される *se modifie*。こうして占有の安定は、様々な権利—直接占有、先占、時効、従物取得、相続として細かく区分される。しかし、現実の人物とありうる〔ものとして想像された〕状況との不適合をどのようにして矯正 *corriger* すればよいのだろうか。……一般規則の三つのしかも同時的な次元—一般規則の樹立、その規定、その矯正 *correction*—を区別しなければならない」(E S 40/72 強調: 原文 この引用については、後にあらためて検討する)

b. 「所有権と主権との諸規則の規定された内容の背後で、空想が頭をもたげている。……それら諸規則の無力のおかげで、あるいはそれら規則相互の対立のおかげで、空想が暴露される。だからこそ訴訟というものが、法律上の論議が無限にありえるのだろう」(ES55~56/97 強調: 引用者)

②ある法の起源がわからないために、その法の適用が峻厳なものとなること

「契約から法を生みだすかぎりにおいて、マゾヒストは、法の極端な峻厳性を緩和させようとしているのではなく、逆にこの峻厳性を強調する。なぜなら、契約が意思同士の合意、期間の限定、譲渡しえない持ち分の留保といった条件を原則的に前提しているにしても、そこから生じる法には、自己の起源を忘却し、これらの限定的な条件を無視しようとする傾向があるからだ。それゆえ、契約と法との間の関係には一種の欺瞞がある。……法はいっ

たん制定されると、第三者に適用され、期間を決めずに効力を持ち、いかなる持ち分も留保しない……」(P S M80/139 強調: 引用者)

これは一般論としては、契約の当事者のあいだの履行を受ける権利や履行の義務などの関係が、様々な条件をもとに決定されていたのにもかかわらず、この契約形態が注目され法制化されるようなときにこうした条件が書き込まれず、もとの当事者間で保たれていた種々のバランスが崩れ、法の適用を受ける当事者にとってそれが手厳しいものとなる場面がありうるということであろう。

③法の内容なき形式性・未規定性・知られなさ

『ザッヘル=マゾフホ紹介』(71~75/123~130)よりこれを見てみよう。

ドゥルーズは法の古典的イメージとして、次のように述べる。法は《善》という、より高次の原理に依存する。この法は、《善》から見放された世界における《善》の代理物である。そうすると、法に服従することが「最善」であり、これは《善》の似姿であるとしたうえで、法は、正義の人の善良な意志としての《最善》によって承認されるべきものとされる(例:ソクラテス)。

これに対して法の近代的イメージとしてカントの道徳法(定言命法)が言及される。この法は、われわれの行為がなんであれ、どのような主観的規則(格率)に従わなければならないかを告げている。その格率が普遍的なものとして矛盾なく思考され得るとき、かつこの動機がこの格率以外の対象をもたないとき、あらゆる行為は道徳的なものとなるだろう。(この段落については、C C 46/74)

「道徳的」という語が指し示すものは、絶対的に未規定的であり続けるものに対する規定作用だけであり、内容や対象、領域や状況から独立する純粹形式の表象である。これはいかなる高次の原理によっても基礎づけられず、正義の人の善良な意志としての《最善》によって承認されるべきものでもない。こうした道徳法の問題は、正義の人が最善を目指して法に服従するとはいえずなり、おのれが有罪だと感じるにいたるところにある。

[その他に、『意味の論理学』第8セリ(63~64/上98~99)、『アンチ・オイディプス』(251/上400、cf.山森裕樹「強度と制度—『アンチ・オイディプス』における罪責性の世界史」in『流砂』第七号、2014年)、『カフカ』第6・8・9章などにおいて多く言及されている。]<sup>(3)</sup>

### 2-4. 判例による法の問題の解決

このような、①ある法が、その由来する事情(想定された事情・実際にあった事情)を越えて、異なる事情のある事例に適用され

ること、②ある法の起源がわからないために、その法の適用が峻厳なものとなること、③法の内容なき形式性・未規定性・知られなさというドゥルーズの法的な関心は、「判例」というものとの対照において問題として立てられているといえる。あるいは、晩年のドゥルーズによって用いられることになる判例という概念が初期～中期のドゥルーズの問いへの回答となっている。

ドゥルーズは自身の初期～中期に表明された関心とのかかわりで判例という言葉の説明しないが、私たちなりにおよそ次のようなことがいえるであろう。すなわち、一般的な判例の定義は、「事案の解決の直接的理由として裁判所が示した法解釈で、その後の類似事案における判断について一定の法的拘束力をもつもの」というようなものである。判例においては、その法内容の由来する事情が明らかであり、つねにその起源と一体である。特定の事情から法内容が形成されたということが明白であるという点において、法の適用範囲の予測が可能になるのである。法のなかで、もっとも予測可能性、計算可能性をもつものが判例なのであり、判例のもととなった事情と自身の事情を比較することにおいて、ひとつの出来事についての判断の射程を測り、予測し計算することができることとなる。

こうした予測・計算可能性だけではない。「droit〔法、権利〕を創造するのは、法典や宣言ではなく、具体的な判例なのです。つまり判例こそが法哲学であるわけですが、判例は特異性を用い、特異性を延長することで事を進めるのです」（P P 209～210/311）といわれる。事件を契機として法は創造され、あるいは、あらゆる契機で制定された法を、事件を契機として解釈し、その都度新たに法の意味を確定していくということが法の創造といわれているのであろう。

『経験論と主体性』において、規則の危険に関してドゥルーズはヒュームの次の言葉を引いている。「人々は夢中になって一般規則を濫用し、しばしばそうした原則を樹立するようにしむけた理由の彼方にまで及ぼしてしまう。いくつかの事例がそれら多くの事情において似るとき、われわれはそれらがもっとも本質的な事情において異なることを考えもしないで、……それらを同列にあるものとみなしがちなのである。」（人性論（四）151頁、大槻春彦訳、岩波文庫）。事実上は、判例にはこうした危険があることは避けえないとしても、判例は、法に関する「制度」のなかでもっともすぐれたものなのである。制度に関しては、ドゥルーズは『本能と制度』、『経験論と主体性』などにおいて多く肯定的な意味合いで言及しているが、「ノマド的思考」において、社会をコード化する道具として、法、契約とともに否定的に語られるようになる（IL353/『無人島1969～1974』230 山森前掲209～210、西川耕平「ドゥルーズと制度の理論」in『ドゥルーズの21世紀』

177 はこれを重視する）。しかし、判例とは法のあり方のひとつの制度である。新たな肯定的なものとしての法（原理）を生み出す制度なのである。

## 2 - 5. jurisprudence という概念

ドゥルーズは、jurisprudence という語を1986～88年にかけて集中的に書物、インタビュー、講義などで用いている。この語に対応する日本語としては3つある。①判例②法解釈③（古い用法で）法学（例えば、ライプニッツにおける jurisprudence universelle で普遍法学〔普遍法とも訳されるようである〕など）である。

文脈によって、判例とするか法解釈とするか、その双方の意味であるかを決めなければならないが、判然としないようなときもある。そのようなときは、ドゥルーズ思想における、例えば『意味の論理学』における、実際にすでに起きた事柄に対する関心からすれば、「判例」という意味がもっとも適切ではないかとの解釈指針がたつ。この概念が哲学の文脈で使われたのが次の箇所である。

バロックは長期にわたる危機の時代であり、もう通り一遍の慰めは役に立たなかった。世界の崩壊が起こり、弁護士はそれを、まったく同じ世界を再構築しなければならないが、別の舞台の上で、世界を正当化することのできる新しい原理に結び付けなければならない（こうして法解釈は生まれ、判例となる。d'où la jurisprudence.）。(P92/121)

こうしてライプニッツによって生み出されたのが楽天主義の原理と最善のものとの原理であるとされる。バロックという状況が新たな判例を生み出し、原理を創造したのである。「バロックの解決とはこういうものだった。原理を増殖させること、いつもひとつの原理を袖口から飛び出させ、そして原理の使用法を変えてしまうこと」、「もはやわれわれは、しかじかの輝かしい原理に、どんな対象を与えることができるかと問うたりしない。むしろしかじかの与えられた対象に、つまり何らかの「当惑させる場合」に、どのような隠された原理が答えるか、と問うのである。……事例が与えられているところに原理を発明するのだ」(P91/118)。千葉雅也はこうした箇所につき、次のように述べる。「マゾヒズム＝ユーモアに徹して言うならば、充足理由律はアプリアリな原理ではなく、弁護士のア・ポステオリな道具であるにすぎない。この世界の「大義＝理由」の収束など諦め切っているからこそ、私たちはあえて充足理由律を信じるのである。メイヤサーが主張するように、この世界は純然たる偶然で始まったのかも知れない。

だからこそ、私たちはア・ポステオリに、世界の様々な局面ご連絡ごとに、シャープに異なる理由を發明するのである」（『動きすぎてはいけない』450～451、河出文庫）。ここでいわれる始まりにおける偶然とは私たちにとって、事情や状況と言いかえられるであろう。哲学者が法に関心をもつとは、事情や状況というものに関心を持つことである。

別の箇所ドゥルーズは、「あらゆる領域において、ライブニッツは事例の「表」を構築し、これを法解釈または判断の技法として観点に関係させている。いつも良い観点を、あるいは最良の観点を見出すこと、でなければ無秩序さらには混沌しかあるまい（P30/39）」と述べている。ライブニッツはヒュームと同じく想定された事例を多く思考の手掛かりにした人であった。しかしながら、ライブニッツの観点を形成したものとしてドゥルーズが強調したのは実際の事情であり、状況に対することであった。これを *jurisprudence* という概念で表現したのである。そしてドゥルーズにとってこの状況や事情とは、新たな法や原理を生み出すようにひとを強制し続けるものであり、いわば全体一局所関係として構造化されつつ生み出され続けるものである。

すべての運動と静止の構成関係は、なるほど間接無限様態〔自然全体〕においてはひとつに組み合わせるかもしれない。しかし、ある物体または身体が、この私の身体を構成している諸部分を、あらたな——もはや私特有のそれと直接的には相容れない——構成関係のもとにはいるよう仕向けることも十分ありえる。（SP75/81）

こうした局所関係の中で生み出されるのがルサンチマンであろう。いかにルサンチマンに陥らずにいるための、あるいはルサンチマンを解消するための法や原理を發明するのか、これがそこで問われていることであろう。

### 3. 『意味の論理学』におけるルサンチマンの時間

#### 3-1. クロノスとルサンチマン

本稿では、『経験論と主体性』からふたつのことを取り出してみたい。ひとつは、「ありうる状況とすでに起こったこと」をめぐる問題であり、そこから導かれた「全体」をめぐる問題である。それらは、後のドゥルーズの著作にも引き継がれるものという点で重要と考えられるからである。あるいはむしろ、後の著作から振り返るときにはじめて『経験論と主体性』における想像力の役割に与えられた評価の大きさが理解されるともいえるからである。

ここでは「全体」の問題について、『意味の論理学』に依拠し

て、先ず見取り図を描いておこう。冒頭で『意味の論理学』におけるルサンチマンの解消について少し述べた。繰り返しになるところもあるが、このことを展開してみよう。

①<唯一の出来事>が、事故の余地を残さず、個人のルサンチマンの力能を取り消し、あらゆる暴力とあらゆる圧制がこの唯一の出来事に統合され、一つが取り消されることをもってすべてが取り消されると述べられる。そのうえで「……詩人の身体の上を通過して詩人に障害を残したのは、牛乳屋のトラックではなく、ヴィルノのゲッターで詩人の祖先のポグロムをなした黒百人組の騎士である……」（詩人ギンズバーグについてのクロード・ロワの論文）」と引用される（LS178～179/上 265～266）。この引用は、到来するもの、事故の全体的連鎖を描いている。「<唯一の出来事>が、事故の余地を残さず」とは、こうしたひとつひとつの事故が重みをもたなくなる、あるいは軽重がなくなることというものであると考えられる。ところで、ルサンチマンとは、「いつだって誰かの過ちだとする、到来するものを不正で不当なものとする」ものである（LS174/上 259）。クロード・ロワの引用でいえば、それぞれの事実の重みが等しいあるいは無いのであるから、無限の事故の連鎖の中で「誰かの過ち」のせいにはならなくなるのであろう。

②次に①で見たルサンチマンについて、これがどのような時間において存在するものであるかについてみてみよう。

「……物理的混在が正しいのは、全体の水準、神の現在の円全体においてのことにすぎないからである。しかし、各部分には、多くの不正と恥辱があり、多くのカニバリズム的な寄食の過程がある。そのためにわれわれに到来することに直面しての恐怖、到来することに対するルサンチマンが呼び起こされる」（LS 177/上 262）。ドゥルーズはふたつの時間の読み方として、クロノスとアイオンについて述べる。引用で「神の現在」といわれているのは、「私にとっての未来や過去であるものを現在として生きている」クロノスの現在である。そして「私の方はもっと限られた現在を生きている」。この全体においては、「（一定の延長や持続の）一定の現在に対して相対的に未来や過去であるものは、より大きな延長や持続の、より広大な現在の部分をなす」といわれる。この神の現在はまた、「大きな混在、物体的原因相互の統一」といわれ（LS 190/上 283～284）、これは、運命と呼ばれるもの（LS 198/上 294）と同じである。最大の現在は、限界を定めるものであり、物体の能動の限界や測度である（LS 191/上 284）。

ドゥルーズはクロノスの時間の現在について、コスモス的な水準では統一性があるとしながらも、「ランダムな物体と部分的な混在」においては一切の測度を転覆する根底、現在から離れる深

層の狂気一生成があると述べる(L S 190~191/上 284~285)。これは先の引用における「各部分には、多くの不正と恥辱があり、多くのカニバリズム的な奇食の過程がある。……そのために到来することに対するルサンチマンが呼び起こされる」(強調:引用者)に対応している。そして、深層の狂気一生成では、「過去と未来は、鎖を解かれた力となって、現在とすべての実在者を脅かす唯一の同じ深淵において報復を遂げる」(L S 192/上 285~286)といわれる。ここからわかるルサンチマンの時間とは、ルサンチマンが生じた過去が現在に流れ込み続けるというものであろう。そうとすれば、ルサンチマンは、「現在から離れる深層」という場所において生まれるのみであり、「全体の水準」では、すなわち統一性のある広大な現在の中では存在しないか、あるいはそれ自体の存在を是認されたものとしてあり続けるものであるかのようである。しかし、ここで述べられたような深層において生じる狂気じみたルサンチマンでなく、「いつだって誰かの過ちだとする」ものとしてのいわば一般的なルサンチマンは、むしろ統一性のある神の「広大な現在」の中で、過去にもならず、未来に向かって解消もせず、常に「現在」として生き続けることになるのではないかという疑問が生じてくる。

ところで、神(クロノス)に比して、「私の方はもっと限られた現在を生きている」のであった。しかし、「神を外側の円周や包絡線として合わせた相対的現在の入れ子・渦巻き、これがクロノスである。ストア派の発想のもと、ポエティウスは、神の現在は、未来と過去を巻き込み包含すると語っている」と述べられる(L S 190/上 283~284 強調:原文)。ここで「相対的現在」といわれているものは、私における現在であり、それは神からみれば、私にとっては未来となり、過去でもあった現在だろう。神の広大な現在において、私の、この過去・現在・未来というおのおのの相対的現在が入れ子状態となり、渦巻きとなっている、いわば私の過去・現在・未来は混じりあっている。そうであるならば、私の過去において生じたルサンチマンは神の広大な現在の中で存続し続けることになるだろう。

このように物理的諸原因の統一性である神の広大な現在(あるいは運命、LS 198/上 294)においては、ルサンチマンは存続しているのである。先ほど、仮に命名した「狂気じみたルサンチマン」と「一般的なルサンチマン」とは性質の差でなく(ともに「いつも誰かのせいにする」ものである)、程度の差があり、それが時間における存在形式を異にする理由であるのかもしれない。こうしたルサンチマンの解消のためには別の時間の読み方がこのうえなく切実に要請されるであろう。クロノスの「部分的な」狂気一生成という問題に対してデュルーズは、ストア派の「善い混在」と「悪い混在」というふたつの項のちがいが「終になくなる場合」

を探さなければならないとする。「徳(言いかえるなら健康)の位置は、別の所で、別の方角で、別の要素に探さなければならない……クロノスに対抗するアイオン」(L S 192/上 285)。

### 3-2. アイオンによるルサンチマンの解消と全体

アイオンでは、過去と未来だけが存立し、存続する。未来と過去が各瞬間に現在を分割し、過去と未来へと一回でふたつの方向に、現在を無限に下位分割する。厚みも延長もない瞬間が各現在を過去と未来に下位分割する(192~193/上 287)<sup>(4)</sup>。「各出来事はアイオン全体に相応しくなり、相互に交流してすべての出来事が、〈唯一の同じ出来事〉、アイオンの出来事を形成する。そこで各出来事は永遠真理をもつ」のである(L S 80~81/上 123)。「唯一の同じ出来事」は、アイオンの出来事と叫ばれる。ここから読み取ることができることは現在が無限に下位分割されるとはクロノスの「広大な現在」とは別のありかたをすることであり、広大な現在のなかでは存続しつづけていたルサンチマンが、アイオンにおいてはつねに解体され続けるということである。先に①で述べたように〈唯一の同じ出来事〉は個々の事故それぞれの重みあるいは個々の軽重をなくすものであった。これは、現在が無限に下位分割される結果、無限において重みあるいは個々の軽重がなくなるからであろう。アイオンという時間の問題であったことがここにおいてわかるのである。

『意味の論理学』は、全体的なものという方向に向かって議論がすすめられる。「全体」といわれるべきものはまず、「[物理的な]諸原因の統一性であるピュシスに関係づけずして出来事は把握されたり、意志されたりしない(L S 168/上 250)」とされていることからすれば、この諸原因の「統一性」(運命や神の現在)であろう。運命的なことを肯定するためにストア派は神業 prodige を生み出したといわれる(LS47/上 71)。この神業こそ出来事という理念へと運命を結び付けた思想である。『意味の論理学』にあるものは、ジョー・ブスケにおける具体的な事情が、すなわち実際にすでに起きたことが全体というものについての思考を導いていくという書物の時間なのである。

『意味の論理学』における全体とは、統一性という一応の肯定性をもつレベルである。ブスケの過酷な事例は、さらに現在を無限に下位分割する限界なく直線的に伸びていく、つねにすでに過ぎ去り、永遠に未だ来たらざるという時間に至りつき、全体の統一性の先の肯定性に向かって思考が進められたのだが、ひとつの契機としての全体もまた、具体的事情から切実なものとして導かれたのである<sup>(5)</sup>。そして、この『意味の論理学』におけるこうした流れは、「事情」とのかかわりにおいて全体の中に一応の肯定的なものをみる『経験論と主体性』の思考の型が展開したもの

であろう。つぎに『経験論と主体性』について検討してみよう。

#### 4. 「ありうること」と「すでに起こったこと」～『経験論と主体性』

##### 4-1. 『経験論と主体性』の基本問題

『経験論と主体性』は、「精神はいかにして人間的自然になるのか」、「いかにして精神は主体になるのか。いかにして想像は能力となるのか」という問いから始まる。ドゥルーズは、「ヒュームは、精神と想像と観念が同じものだということを絶えず断言する」として（堀千晶はここに「印象が言い落されていること」を指摘し、その意味を追求している）<sup>(6)</sup>、「精神」とは精神内の観念と同一であり、その観念とは、所与、つまりは経験であり、また、「想像」とは、ひとつ能力でなく、それ自身の現れでしかない諸事物の総体、諸知覚の流れを意味すると述べる。こうした諸知覚の流れが、いかに互いに有意に結ばれたひとつの体系だった集まりとなるのかということが問われていくのである（E S 2～3/11～13）。

知覚は印象と観念に分けられる。これらは心をうって、思想や意識へ入り込むときの勢いと生气との程度で区別される（人性論（一）27）。感覚的印象がまず感官をうって知覚が生じる。この印象が心によって模写され印象が消え去ったあとに残るものが観念である（同 35）。このことを前提として、ドゥルーズが、ヒュームのいう「一般規則」について述べた部分についてみてみよう。

##### 4-2. ありうる状況と現実の人物—1 ヒュームの連合原理の適用例

ドゥルーズは「ありうる状況」とすでに起きたことによる「事情」との関係を問う（状況・事情=circonstance。なお、この「事情」ということに関しては、因果性の非意味的切断・関係の充足理由・個体化の原理などの観点から論じられた、千葉雅也の前掲書、139～142 頁を参照されたい）。ここでありうる状況にかかわるのが「想像」であり、事情にかかわるのが「情念 passion」である。いかなる情念もつねにひとつの反省的印象においてある（E S 133/214～215）。なお、情念はヒュームにおいて当初の印象に含まれている（人性論（一）27）。反省的印象とはなにか。感覚的印象がまず感官をうって知覚が生じる。この印象が心によって模写され印象が消え去ったあとに残るものが観念であるが、この観念がさらに精神面に戻ると、欲望や嫌悪、希望や恐怖などの新しい印象を生む。これが反省的印象である（情念・欲望・感情をヒュームは挙げる）（同 35～36）。「問題の核心は、情念と想像との諸連関にある」（E S 57/99）といわれるように、主体と一般規則の形成に関する想像と情念との共働が問われてい

くこととなる。

一定の方向に向けられた手段の体系つまり規定された総体は、規則ないしは規範と呼ばれ、これをヒュームは一般規則と呼ぶ。（E S 29/52～55）

……一般規則は功利性によって樹立され、想像によって規定される。こうした意味で、規則は現実の人物を特定することはない。熟慮された諸状況やありうる諸事情の記述のうちで、その規則は規定され、修正される se modifie。こうして占有の安定は、様々な権利—直接占有、先占、時効、従物取得、相続として細かく区分される。しかし、現実の人物とありうる〔ものとして想像された〕状況との不適合をどのようにして矯正 *corriger* すればよいのだろうか。……一般規則の三つのしかも同時的な次元—一般規則の樹立、その規定、その矯正 *correction*—を区別しなければならない。（E S 40/72 強調：原文）

ここで「想像によって規定される」とは、連合原理、つまり類似、時間および空間における近接、因果性によって規定されることを意味する。ここではまず、ここで挙げられた権利について、ヒュームの述べるところをみておくこととする。

ヒュームの関心は、各人が占有（実際になにかを持っていること）しているものを所有権制度により保障することにより安定した社会がいかに作られたかにある。そこで、社会の形成にあたって、人々は、もっとも自然な便法として、各人が現在保有しているものを享受し続けること、直接の占有を所有すなわち恒常的占有と連接することを思いつくにちがいないというのである。そして、永く享受してきたものに対する情愛を心に起こさせ、ほかのより価値があるとしても我々があまり知らないものよりも選ばせること、これが習慣の効果であるとする。（人性論（四）82）

所有は、人物と事物との間に関係を作るものであるが、この関係の根拠をなんらかの先行関係に求めることは自然である。また、所有は社会の法によって保障された恒常的占有ということであり、こうした所有と現在の占有とは類似している。ゆえに現在の占有に所有を加えることは自然であるとして、「類似」が所有の根拠とされる。（同 84）

ドゥルーズの引用で、「熟慮された諸状況、ありうる諸事情の記述のうちで、その規則は規定され、修正される」とあるのは、ヒュームが述べたような、所有権制度を創設しようとする「未開で孤独な状況にある人々」という想定や（同 81）、ウサギ狩りで追い詰めたウサギを横取りされるという想定のうちで思考する

ことであろう（同 87）。

では、ヒュームは、占有の安定と所有権、また様々な権利—直接占有、先占、時効、従物取得、相続—などについて、連合原理からいかに説明しているのであろうか。さらにみてみよう。

現在の占有者へ所有権を設定する行為は自然であるが、この規則の効用は、社会の最初の形成を超えては及ばないとする（「諸規則の恒常的遵守ほど害のあるものはない」）。そのうえで「社会樹立後の他の事情」として先占、時効、添付、相続を挙げる。

まず、①先占について。人々はきわめて短時間にせよ所有を未定にしておくことを好まず、また最初の占有は注意をもつとも引きつけるとして、この最初の占有（先占）に所有の観念を添えらるゝとされる。（同 84～85）

②時効について。最初の占有という権原は時間の経過とともに曖昧になり、その権限を確定することは困難となる。こうした場合、長期の占有が自然に先占到代わるとし、ある人物が占有し享受するものにつき、実際の最初の状態がどのようなものであっても、この者に所有権が与えられるとする（同 89～90）

③添付について。庭園の果実や家畜の子は、その庭園や家畜の所有者の所有物とされる。こうしたすでに所有する事物と密接に結びつきながら、これに劣るような事物は、想像において結合され、同じ立場に置かれて同じ性質を付与されるからであるとされる。（同 90）

④相続について。親の死後その財産は誰かのものとならなければならないが、そのときその子どもたちが自然と心に現れるとされる。（同 96）

これらが先の引用で「熟慮された諸状況ありうる諸事情の記述のうちで、その規則は規定され、修正される」と述べられた規則である。では、「現実の人物とありうる〔ものとして想像された〕状況との不適合をどのようにして矯正すればよいのだろうか」と述べられていたこととの関連で、ヒュームが挙げる、「実際にあった具体例」を見てみよう。古代、住民に見捨てられた都市の所有者となるために、競争国の使者がその都市を占有する意志で駆けつけたところ、かなわないと思った一方の使者が槍を投げ、城門へしっかりと刺さったという事例について、ヒュームは、「問題全体は空想に依存しており、その場合空想は、判決を下しうだけの明確で規定された規則をもちあわせていないがゆえに、そうした論議を裁断することはできないのである」と述べる（同 87～88、E S 56/97）。なお、ドゥルーズは「想像」と「空想」のレベルを基本的には区別している。E S 4/14、16/34、77/128～129、86/142 など参照。また、この引用でヒュームは fancy を用いているが、ドゥルーズが用いた仏訳は、空想でなく想像 imagination とされている）。

こうした事柄についてのドゥルーズの関心は次の引用にも見られる。

所有権と主権、各の規則の規定された内容の背後で、空想が頭をもたげている。……それら諸規則の無力のおかげで、あるいはそれら規則相互の対立のおかげで、空想が暴露される。だからこそ訴訟というものがあつて、法律上の論議が無限にありえるのだらう。（ES55～56/97 強調：引用者）

連合原理に基づく想像の働きによる規則の規定にはつねに現実の出来事との間で不適合が起こることが幾度も強調されるのである。

#### 4-3. ありうる状況と現実の人物-2

……一般規則は功利性によって樹立され、想像によって規定される。こうした意味で、規則は現実の人物を特定することはない。熟慮された諸状況やありうる諸事情の記述のうちで、その規則は規定され、修正される se modifie。こうして占有の安定は、様々な権利—直接占有、先占、時効、従物取得、相続—として細かく区分される。しかし、現実の人物とありうる〔ものとして想像された〕状況との不適合をどのようにして矯正 corriger すればよいのだろうか。……一般規則の三つのしかも同時的な次元—一般規則の樹立、その規定、その矯正 correction—を区別しなければならない。（E S 40/72 強調：原文）

「一般規則の樹立、その規定、その矯正 correction—を区別しなければならない」といわれるが、樹立には功利性、規定には想像がかかわる事柄とされ、「矯正」にかかわる事柄はここでは「現実の人物」とされる。想像の中での規則の変更が修正であり、「現実の人物」がかかわる規則の変更が「矯正」である。想像の中で、規則は規定され、「修正される」。この「樹立され、規定され、修正される」段階での規則をドゥルーズは規則とは認めていないようである。というのも「一般規則の三つのしかも同時的な次元」といわれるように一般規則は三つの次元を備えている必要があるからである。ここでいえることは、規則は樹立され規定され、さらに矯正される、あるいは否応なく矯正されなければならないものであり、こうした運動性全体を規則としてドゥルーズが考えていたであろうということである。

一般には規則は規定されればいったんは成立すると考えられていると思われるが、ドゥルーズは矯正までを含めた運動性に規則を見ているのである。では、この「現実の人物」とはさらに具



体的にはなにか。すぐにはわからない記述になっているが、これは主体、すなわち、連合原理に基づく想像と情念によって構成された精神をもつ者であろう（E S 58～59/101～102）。そして、先取りして言えば、一般規則も連合原理にもとづく想像と情念によって構成されると語られることになる（E S 49/85）。こうしてさらに、主体性という観念は、一般規則そのものなのである（E S 59/102）といわれるにいたるのである（後述）。

ここで問題になっている「現実の人物」と「ありうる状況」と不適合は、こうしたことから言えば、情念の問題である。「功利性によって樹立され、想像によって規定される」段階では、情念が問題とはなっていない。それゆえ、情念によって構成された主体がこうした規則との不適合であるといわれるのである。言い換えるとこれは前述のように、情念は事情にかかわるものであり、「事情」の問題でもある。こうしたことがらについて、つぎにくわしくみてみよう。

#### 4-4. 情念の想像への反映と一般規則の成立

情念は想像のうちに反映する。「一般規則とは想像のうちに反映した情念である」といわれる（E S 48/84）。ところで、4-2において述べたように情念とは反省的印象のひとつである。ドゥルーズの説明するところでは、反省的印象は諸連合原理と情念の原理という二つの原理によって作り上げられる。情念の原理（感情性と事情）が感覚的印象の中から、適当な感覚的印象を選択する。これを諸連合原理が構成する（E S 127～131/206～211）。この選択された印象とは、快楽と苦痛である。（E S 133/214～215）。すなわち、この快楽と苦痛の個別性がそれぞれの精神のあり方を定めることとなるという方向性をここから読み取ることができる。ドゥルーズによって「観念のコレクション」と表現された精神において、諸連合原理によって想像のうちに観念が結び付けられるが、情念は、この結び付きに方向を与え、想像に傾きを与えるのである<sup>(7)</sup>。こうして観念のコレクションは偏りをもった現実的な主体として性質づけられる。主体性という観念は、想像のうちに感情が反映したものであり、一般規則そのものなのである（E S 58～59/101～102）。つぎに、ここで主体性という観念と同一視された一般規則についてみてみよう。

実際に情念が反響するところは、すでに定着させられ、触発された空想、諸連合様式によって定着させられた空想のうちなのであり、こうして規則は規定される〔注：これまでの本稿における「想像による規定」でなく、規則が成立するという意味での規定〕のである（E S 53～54/94）。ここでいわれる空想は、先の引用にあった「一般規則は功利性によって樹立され、想像によって規定

される。こうした意味で、規則は現実の人物を特定することはない。熟慮された諸状況やありうる諸事情の記述のうちで、その規則は規定され、修正される se modifie」（E S 40/72 強調原文）にいわれる「想像」にあたるであろう。すなわち、規則成立プロセスのこの段階において情念が介入するのである。情念とは個々の精神や主体の事情によるものであった。すなわち「現実の人物」の実際の事情が介入するということの意味する。想像の「ありうる状況」の世界の中で、情念の「実際にすでに起きた事情」が反響するのである。そしてこのときはじめて規則の矯正が行われることになる。すなわち、樹立、規定、矯正という「一般規則の三つのしかも同時的な次元」が揃うこととなる。ここにおいてドゥルーズは規則の成立を認めるだろう。

ここに先述のドゥルーズの後年の言葉、「法を創造するのは判例である」をみることもできる。実際に起きた事柄にもとづく法解釈（判例）が新たな法規範になるように、「実際に起きた事柄」を規則成立における不可欠な契機とするのである。

#### 4-5. 情念の偏りの超克と、想像による「一般的な見方」の重要性

「ありうる状況」の規定に対しては、情念のかかわる現実の状況が新たに問題となり続ける。一方で、一般規則は、想像のうちの情念の反映と想像による情念の拡張であり、こうして拡張された新たな領域にある厳密さを完全に打ち立てるためには、さらなる矯正が必要であるとされる。さらに想像による情念の拡張は、想像への反映以前の自然的な情念の偏りを超克するため、拡張それ自体がひとつの矯正であると語られる。（E S 52～53/92～93）

想像のうちに反映した情念の偏りの超克について、さらにくわしくみてみよう。そこにおいて、ドゥルーズが想像に認める重要な意義について述べられることとなる。

〔想像のうちに反映した関心（情念）がその偏りを超克するということは〕情念のイマージュと情念の対象とで満たされた想像は「おのれに属する情念一式 tout un jeu de passions, a set of passions をすべて（人性論（四）199）」獲得するということなのである。反映において、情念は想像され〔イマージュとなり〕、想像は燃え立つ se passioner。つまり、規則が可能になるということだ。一般規則の真の定義とは、想像のもつ一つの情念である。「想像は、物事の一般的な見方に固執する（同 201 ヒュームによる強調）」。（E S 49/85）。

難解な箇所、情念の偏りが超克される理由としての、「おの

れに属する情念一式をすべて」獲得するということと「想像は、物事の一般的な見方に固執する」というヒュームの言葉のつながりは見えにくい。少し長くなるが、重要な箇所なので理由の内容をみておこう。想像の「おのれに属する情念一式をすべて」は『人性論』の次の箇所に当たる。

およそ一つの事物のあらゆる部分が快適な目的を達するに適しているときは、たとえその効果を遺憾なく発揮させる外的事情が欠けていても、諸事物は我々に快感を自然に与え、美しいと思われるのである……想像に属する情念のうちには、われわれの美的心情が著しく依存する情念一式がある。そして、この情念は、いろいろな程度の生氣や強さによって、すなわち信念より劣る程度の、対象の實在に依存しないところの、いろいろな生氣や強さによって動かされる。〔それゆえ〕或る性格があらゆる点で社会に福利をもたらすのに適しているときは、想像は原因から結果へ容易に移って、原因を完全無欠にするためにはなお事情の欠けていることを考えないのである。(人性論(四)199 強調：引用者 なお、後注(8) に挙げた具体例を参照されたい)

これを踏まえてドゥルーズはこう述べる。想像は、「情念とその対象を反映し、それら両者をそれらの現実性から切り離し、それらを可能的なものの様相に基づいて取り上げなおす」のである(E S 49/86 強調：引用者)。ヒュームの引用における「事情が欠けていること」が、可能的な様相と現実性という概念で捉えなおされている。可能的な様相に基づくことこそが、想像が固執する一般的な見方をもたらす。情念の偏りが超克されるのは、想像のもつ一般的なものの見方のおかげなのである。

#### 4-6. 想像による「一般的な見方」による全体の一応の肯定

ところで、情念の偏りは、事情に由来する。事情が個々の精神の差異を導き、これが情念の偏りをもたらす。観念連合によっては、ある知覚によって、なぜ特定の観念が呼び起こされるかの説明ができない。連合はあらゆる関係を可能にするために必要だとしても、個々の関係を説明できない。個々の関係に十分な根拠を与えるものは、事情なのである。この概念はヒュームにおいてはつねに感情性を意味している。諸事情はまさに、われわれの情念や関心を限定する変数であり、このような意味での事情の総体は、つねに、一個の主体を際立たせるのである(E S 115/186~187)。

こうして差異化された精神はひとつの問いを導く。「私の関心を惹きもすれば、私はその原因を探し求めようともする結果とはいったいいかなるものなのか。これを知ることこそ問題のすべ

てがかかっているのである」(E S 228)。前述のように、反省的印象は、情念の原理によって感覚的印象から快楽と苦痛が選り取られ、これを諸連合原理が構成するという過程を経て作られるものであり、そしてこの快楽と苦痛の差異が個々の精神を性質づけるのであった。ここにはまた、それ以上さかのぼる必要のない第一の事実、快楽は善いもの、苦痛は悪いものであり、われわれは快楽を目指し、苦痛を避けるという事実がある。これが情念の諸原理の働きであり、快楽が目的となり、行動の動機となるのである(E S 140~141/228~229)。

情念の原理によって、主体は能動化していく。

情念の諸原理は、精神に諸目的を与えて精神を定着させる。そして、目的を見通すことは同時に、動機や、行動しようとする性向、傾向性、あるいは個人的な関心であるがゆえに精神を能動化する。要するに、その諸原理は、われわれの精神に「自然的構成」、つまり「情念一式」をそっくり与えてくれるのである。精神のうちで、この情念の諸原理が、「一定の相応な対象」を与えてやるための感情を構成する。しかし、その相応な対象というものは、すでに与えられている諸事情や諸感情のうちにつねに取り込まれている。まさしくここで、われわれは認識と情念との根本的な差異を再び見出すことになる。情念においては、少なくとも権利上、すべての関係、すべての事情はすでに与えられている。(E S 147/239 強調：引用者)

ここに「情念一式」という語がみられる。先に同じくこの語が使用されていた場面を思い出してみよう(本稿4-5)。そこでは、想像は、「情念とその対象を反映し、それら両者をそれらの現実性から切り離し、それらを可能的なものの様相に基づいて取り上げなおす」と述べられ、「想像は、物事の一般的な見方に固執する」というヒュームの言葉が引用されていた<sup>(8)</sup>。情念の偏りが、想像による一般的な見方によって矯正されていた場面である。このことを想起することで、上記E S 147 ページの引用に続く「それゆえ」の意味を理解することができる(間に挟まれる「ネロ」の引用例からは、「それゆえ」とつながらない)。

それゆえ、情念の諸原理の影響下にある精神の自然的構成〔=情念一式〕は、自らの対象を追求する感情の運動だけを含んでいるのではなく、諸事情および諸関係の全体が想定され、認識された場合には、そうした全体に応答する精神の反応をも含んでいるのである。言いかえるならば、われわれの傾向性は、その対象に対して一般的な見方を形成するの

であって、たんに個人的な縁故とか現在の快樂の誘惑によって導かれるだけではないのだ。そのときにこそ、われわれは情念のうちに……他に還元しえない空想の基本要素を見出すのである。自らの対象を追求する感情がその対象に対する一般的な見方を形成するのは、その感情と対象が、想像のうちに、つまり、空想のうちに反映するからであって、これが今述べたことの原因なのである。(E S 147～148/240 強調:原文)

ここに見られるのは想像のうちでの個人的な利害関係の反響であり、自らの偏りを超克する情念の運動である。精神の活動は、認識の場合と同じく情念においても空想に基づいているのである(E S 148/241)。引用で「空想の基本要素」といわれているものは、「生氣」のことである。生氣は、それ自体としては諸原理の所産ではない。すなわち印象の性格としての生氣は、空想の基本要素、他に還元もされず媒介もされないその基本的な要素である。なぜなら、生氣こそ精神の起源であるからである(E S 144/234～235)。精神の起源としての生氣をもった空想が全体に反応する。「情念一式」が与えられている、すなわち、「おのれに属する情念一式をすべて」獲得した空想は、「情念とその対象を反映し、それら両者をそれらの現実性から切り離し、それらを可能的なものの様相に基づいて取り上げなおす」のである(本稿4-5、前述E S 49/86 参照)。

情念においては、少なくとも権利上、すべての関係とすべての事情はすでに与えられていると語られるが、すべてというものは情念においてはじめて開示され、感じられるものになるともいえる。こうして全体が問題となるのである。では、この全体において起こることはなにか。一般的な見方の形成である。いわば「ありうる状況」の「すでに起こったこと」に対する力がきわめて高く評価されているのである。「ありうること」(想像)と実際に「すでに起こったこと」(情念)との間での、全体の一応の肯定である。

しかし、「所有権と主権との諸規則の規定された内容の背後で、空想が頭をもたげている。……それら諸規則の無力のおかげで、あるいはそれら規則相互の対立のおかげで、空想が暴露される。だからこそ訴訟というものがあり、法律上の論議が無限にありえるのだらう。」(E S 55～56/97 強調:引用者)と述べられるのであり、事情の変化、情念による異議申し立てによりたえず訴訟が始まり、その都度の全体の一応の肯定が繰り返されるのである。

#### 4-7. まとめ 事例と全体

私たちは苦しみにおいて全体あるいは全体的なものに救済を

求めたり、安定を得るために全体あるいは全体的なものには統一性があるほしいと考えたりする。すでに起こったことに全体の統一の中でいかに妥当な場所を与えることができるか。実際に起きた出来事の当事者の要求のなか、ありうることとの関係でこれを考えたのが『経験論と主体性』である。「一般的な見方」というひどく凡庸とも思える言葉で、「ありうる状況」の「すでに起こったこと」に対する力を大きく認めている。全体についての一応の肯定のなかで安らぐことができるかのようである。そこでは全体は、人間おける基本的な過程といいうる中で、情念において現れてきたのである。

「ありうること」と「すでに起きてしまったこと」のうち、実際に起きた過酷な例を扱う『意味の論理学』においては、「すでに起きたこと」が「ありうること」よりも大きく着目され、全体は切実なものとして現れてきたのであった(運命・クロノスの時間)。そこには、一応肯定されるべき統一は認められた。

しかし、事例の過酷さはさらにその先を要請したのであった(唯一の出来事・アイオン)。事例のちがいによっていかなる全体の思考に導かれるのかが決まる。このことをこのふたつの書物は示している。

#### 5. 『アベセデー』のタクシー判例とヒューム

ここまで『経験論と主体性』に触れてきたこととの関連で、『アベセデー』においてドゥルーズが紹介した「タクシー判例」についてみてみよう(「G Gauche 左派」)。なぜドゥルーズはこの判例を例として選んだのか。それはおそらくヒューム哲学を強く想起させる判例だからであろう。

ドゥルーズは、「皆、判例の法解釈というものがわかっていない」と述べたうえで語り始めている。事案はおおよそつぎのようなものである。

車内を禁煙にしたタクシー会社を相手に喫煙の権利を求めて訴訟が起こされた。直接適用できる法令はなかったようで、ドゥルーズはどのような判決がでるのかを楽しみにしていた。

判決はタクシー会社敗訴だった。判決理由は、タクシーの乗客を部屋の借り手と同一視するというもので、つまり「部屋の借り手が喫煙するのを貸し手は禁止することができないのと同じ」ことであるという。ドゥルーズは、「あれこれの権利が問題なのではなく、問題なのは状況であり、進化する状況が物事を決めるのだ」と述べる。この言葉が意味するのは、言いかえれば、ドゥルーズが考える判例の法解釈とは、おそらくつぎのようなことであろう。すなわち、訴訟においては、前もって法律知識とは別に社会的な状況に合った結論あるいは合意があり(つまり、「進化する状況が物事を決める」)、結論を導くとされる法解釈は、悪く言え

ばあくまで裁判の体裁（近代的な法に基づく裁判）を整えるためになされるものであり、あるいは、くだされた評価の妥当性を保障する枠組みであるかのようだということである。

つぎに、ドゥルーズがこの判例を選んだ理由を考えてみる。権利〔法〕というものは連合主義的であり、裁判官には「観念連合を適用すること」が求められ、これは、一般的な観察者の精神における関係づけの問題である旨が述べられる（E S 54/95 強調：原文）。一般的な法実務では、裁判官はまず妥当な結論（当事者のどちらが勝つべきか）を直観ないし思考し、そのうえで適用されるべき法条を考えるなどともいわれる。ドゥルーズもこの立場のようである。では、この妥当な結論とはどうやって導かれるか。ドゥルーズの言葉でいえば、「問題なのは状況であり、進化する状況が物事を決める」のである。これは、ヒュームのいう「一般的な見方」という考えに近いといえる。個々の利害を考慮しつつも、状況全体や社会全体にとってどうかなどの視点である。

つぎに、この事案には直接適用される法令はなかったようであり、それゆえに新たななんらかの法規範を作りださなければならなかった。判決では、「タクシーの乗客を部屋の借り手と同一視する」という法解釈が示された。この法解釈は、既存のなんらかの法条が想定する状況（立法趣旨や判例）に類似した事例において、その既存の法条を「類推」して適用したものである。ここでは既存の賃貸借に関する法条が類推適用されたことになる。タクシーの乗客と部屋の賃借人との類似の指摘は、ヒュームのいう類似の原理の典型的な適用例ともいえるものだろう。

「一般的な見方」も「類似の原理」も「想像」の働きの場面である。判例における判決と法解釈とが想像力にもとづいてなされること、これが「皆、判例の法解釈というものがわかっていない」と述べたドゥルーズの言いたかった説明のひとつであるかもしれない。（第1回了）

## 注

1. この「思想の型」という言葉は、吉本隆明「喩としてのマルコ伝」（in『<信>の構造 Part 2—吉本隆明全キリスト教論集成』、春秋社）にある言葉である。原始キリスト教団が、その迫害や裏切りなどの「現実」のなかで特異な思想を形成していったことについて述べられた言葉である。「型」という言葉は静的な響きをもっているかもしれないが、ある現実がひとにある思想を持つよう強制的にはたらきかける運動性をあらわすとともに、いくつかの思想の内容の中から特異なものにたどりつくことにより、ひとが現実をもちこたえ、自由となる可能性を示す言葉でもあるだろう。吉本はかつて、『アンチ・オイディプス』については、家族制度の崩壊したフランス社会の反映とし、ドゥルーズ＝ガタリの精神分析批判について、「彼らのなんらかの心の傷」がそうさせている旨をどこかで語っていたことがある。「戦後最大の事件」というアンケートで「わたしの結婚の事情」と答えた有名なエピソードからすれば、家族やごく一般的な排他性をともなう恋愛にこだわりが強かった人柄であったようで、そのことが、『アンチ・オイディプス』について「68年5月の熱狂の名残のなかで書かれた書物」というイメージを持ってなかった理由のひとつであろう。思想を「事情」から読むことはこれほどまでに難しい面をもつものかとあらためて感じずにはいられないドゥルーズ＝ガタリへの評価である。
2. 東京大学法学部出身のある哲学研究者が、その講義をききながら、「この偉そうな東大教授も、自分がとりつかれているような深遠な哲学的な事柄については知らないのだ」と軽蔑の念をもった旨を書いている。哲学に関係する者から見れば法学者や実務家が「単純」に見えることは、例えばSNS上でもたびたび見かけることである。しかし、ドゥルーズは、法に言及するときの独特の調子を見ると、素直に法実務や法学の勉強を楽しんでいたようである。
3. 日本でオリジナルに編集された論集『基礎づけるとは何か』（國分功一郎、長門裕介、西川耕平訳 ちくま学芸文庫）に収められた「ルソー講義 1959-1960 ソルボンヌ」においても「法の適用」ということに対する深い関心がみられる。
4. ただし、「アイオーンの現在」といわれるものについて、L S 196~197/上 292~293 参照
5. 無限の下位分割については、つぎのようにいわれている箇所もある。「ストア派は、サインは、つねに現在であり、現在の事物のサインであると語ることがある。すなわち、致命的な傷を負った者について、その者は傷つけられた、かつ、その者は死ぬだろうと語ることはできず、その者は傷つけられたのである、かつその者は死ぬであろうはずであると語ることができるというわけである。この現在はアイオンと矛盾しない。反対にそれこそが理論としての現在であって、

これが起きたなにものかと、起きようとしているなにものかに無限に下位分割され、つねに一回で二方向に逃げ去るのである」(L S 79~80/上 121~122 強調:原文)。

6. 堀千晶「ドゥルーズ『経験論と主体性』における「想像力」と「軽薄さ」の問題」  
<https://ci.nii.ac.jp/naid/110008764586>  
<https://ci.nii.ac.jp/naid/110008764586>
7. 「そして情念は特殊な事情や当面の欲求に従って、感覚的印象の選別的役割を引き受けるのは、それら自身あらかじめ実践的生活の必要事に、つまりもっとも一般的でもっとも恒常的な欲求に従っているからである。こうして連合はその方向性を情念との連関のうちに見出す。情念の諸原理こそが第一の原理なのである。連合が主体に可能的な構造を与え、情念のみが主体に存在、実存を与えるのだ」(E S 137~138/221~222)。
8. 本稿「4-5」における、「情念一式」をめぐる議論では、「およそ一つの事物のあらゆる部分が快適な目的を達するに適しているときは、たとえその効果を遺憾なく発揮させる外的事情が欠けていても、諸事物は我々に快感を自然に与え、美しいと思われるのである」というヒュームの言葉が前提としてあった。こうした点からすれば、この議論の一般性にはやや疑問が残る。ヒュームが例に挙げているものは、完全無欠なもの、例えば、生活上のあらゆる便益のため判断力を尽くして工夫された家屋である。これはわれわれに快感を与えるが、これはそこに居住する者が決してないとわかっていてもそうだとされる。あるいは、強健と活動とを約束する身体や姿勢をもつ人はたとえ終身刑を宣告されていても麗しいと思われるなどの例が挙げられている(人性論(四)199)。

本稿で引用したドゥルーズの著作および略号一覧 なお、引用頁数は、(原書/邦訳)で示し、また、引用文は邦訳を基本とし、文脈上、あるいは訳語の統一の必要がある場合などに、訳語と訳文の変更を行った。

A B C : *L'abécédaire de Gilles Deleuze*, DVD Editions Montparnasse, 2004[1995]

『ジル・ドゥルーズの アベセダール』、国分功一郎監訳、國分、千葉雅也ほか訳、角川書店、2015年

C C : *Critique et clinique*, Minuit, 1993

『批評と臨床』守中高明、谷昌親訳、河出文庫、2010年

D R F : *Deux régimes de fous. Texts et entretiens, 1975-1995*, édition préparée par David Lapoujade, Minuit, 2003

『狂人の二つの体制 1983-1995』宇野邦一監訳、宇野ほか訳、河出書房新社、2004年

E S : *Empirisme et Subjectivité*, PUF, 1953

『経験論と主体性—ヒュームにおける人間的な自然についての試論』木田元、財津理訳、河出書房新社、2000年

なお、本稿における邦訳の参照頁については、旧訳である『ヒュームあるいは人間的な自然 経験論と主体性』(木田元、財津理訳、朝日出版社、1980年)となっていることをお断りしておく。

I D : *L'île déserte. Textes et entretiens 1953-1974*, Minuit, 2002

『無人島 1969-1974』小泉義之監訳、小泉ほか訳、河出書房新社、2003年

L S : *Logique du sens*, Minuit, 1969

『意味の論理学』上・下小泉義之訳、河出文庫、2007年

P : *Le pli. Leibniz et le baroque*, Minuit, 1988

『襞 ライブニッツとバロック』宇野邦一訳、河出書房新社、1998年

P P : *Pourparlers 1972-1990*, Minuit, 1990

『記号と事件 1972-1990年』宮林寛訳、河出文庫、2007年

P S M : *Présentation de Sacher-Masoch. Le froid et le cruel*, Minuit, 1967

『ザッヘル=マゾッホ紹介 冷淡なものと残酷なもの』堀千晶訳、河出文庫、2018

Q P : *Qu'est-ce que la philosophie ? (avec Félix Guattari)*, Minuit, 1991

『哲学とは何か』財津理訳、河出文庫、2012年

S P : *Spinoza. Philosophie pratique*, Minuit, 1981

『スピノザ 実践の哲学』鈴木雅大訳、平凡社、2002年